経　済　協　議　会　資　料 令　和　５　年　２　月　１６　日 商工労働観光部 産業労政課

八戸市企業立地促進条例の一部改正（案）の概要について

１　改正の理由

３月限りで失効する企業立地促進のための奨励金交付制度を５年間延長するためのもの

２　改正の内容

附則第２項において規定する有効期間について、「令和５年３月31日」を「令和10年３月31日」に改める。

３　施行期日

公布の日

八戸市企業立地促進条例（抄）

（目的）
第１条　この条例は、当市における多様な産業の立地を促進することにより、産業構造の高度化を図り、もって産業の振興及び雇用の拡大に資することを目的とする。

（奨励措置）
第３条　市長は、立地した企業に対し、予算の範囲内で次に掲げる奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することができる。
⑴　立地奨励金
⑵　操業奨励金
⑶　雇用奨励金
⑷　設備投資奨励金
２　前項第１号又は第２号に掲げる奨励金及び同項第４号に掲げる奨励金は、重複して交付することができない。

附　則
（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。
（有効期間）
２　この条例は、令和５年３月31日限り、その効力を失う。ただし、その時までに交付決定された奨励金については、この条例は、その時以後においてもなお効力を有する。